

道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見  
書の提出について

道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書を別紙の  
とおり提出するものとする。

平成 29 年 12 月 14 日提出

提出者	秦野市議会議員	横 溝 泰 世
賛成者	同	今 井 実
同	同	大 野 祐 司
同	同	横 山 むらさき
同	同	谷 和 雄
同	同	露 木 順 三

提案理由

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定に基づき、平成 29 年度までの時限措置とされている道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置を平成 30 年度以降も継続することについて、国に意見書を提出するものがあります。

## 道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書

道路は、交流人口や物流を増大させ、地域の連携による都市の成長をもたらすストック効果が期待される社会資本であり、災害時の救援活動や復旧・復興に欠かすことができない重要な施設である。

現在、国においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定に基づき、事業に係る補助率等がかさ上げされているものの、この措置は平成29年度までの時限措置となっている。

地方創生や人口減少対策に取り組んでいる地方自治体にとって、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置がなくなることは、地方の財政負担が増加し、自治体運営に多大な影響を生じさせることになる。

したがって、国においては、継続的かつ着実な道路整備を推進するため道路財特法の補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月14日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
様

秦野市議会議長 阿蘇佳一